平成２９年度

小郡市水防計画書

小 郡 市

目　　次

第１章　総 則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　第１節　目 的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　第２節　水防の責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　第３節　水防計画の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　第４節　水防事務の処理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　第５節　水防計画の策定、変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２章　水防組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　第１節　水防組織の構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　第２節　水防本部員の召集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　第３節　小郡市水防対策準備室の設置　・・・・・・・・・・・・・・・４
　第４節　小郡市水防警戒本部の設置　・・・・・・・・・・・・・・・・４
　第５節　避難所の開設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　第６節　小郡市水防本部の設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第３章　水防活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　第１節　河川等の巡視及び報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　第２節　水防警報等の発令　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　第３節　水防信号及び水防標識　・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
　第４節　避難勧告等の発令　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　第５節　市内協力団体との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　第６節　水位の確認及び雨量の通報　・・・・・・・・・・・・・・・１５
　第７節　水防活動報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　第８節　公共施設の被害状況報告　・・・・・・・・・・・・・・・・１６

第４章　水防資機材等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　第１節　水防倉庫および備蓄資材　・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　第２節　水防資機材の調達　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

第５章　水防訓練　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　第１節　水防訓練の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

別　紙

１　指定避難所一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
２　災害危険個所一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
３　水防重要箇所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
４　水防班員の水防受け持ち区域　・・・・・・・・・・・・・・・・２２
５　水防活動実施報告書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
６　水防資材等の備蓄状況調べ　・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
７　災害時における物資供給協力に関する協定の締結・・・・・・・２５

資　料

１－１　水害時の水防対策に関する基本協定書　・・・・・・・・・２７
【小郡市環境保全協議会】
１－２　土砂集積場等一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
１－３　水防連絡系統図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
２－１　水害時の水防対策に関する基本協定書　・・・・・・・・・３１
【(一社)小郡市建設業協会、(有)田中商会】
２－２　土砂集積場等一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
２－３　建設業協会水防連絡系統図　・・・・・・・・・・・・・・３４
３　小郡市区長会名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
４　自主防災組織代表者名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
５　水門樋門等の管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
６　ため池管理者一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
７　小郡市水防本部連絡網　・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

第１章　総　則

第１節　目　的

この水防計画は、水防法（昭和２４年法律第１９３号、以下「法」という。）第３３条の規定に基づき、市内における河川・湖沼又は溜池の洪水等の水害に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

第２節　水防の責任

１．市の水防責任（法第３条）

市は、指定管理団体としてその区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

２．県の水防責任（法第３条の６）

県は、県内における指定管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

第３節　水防計画の概要

この水防計画は、市内の河川等における水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送等、水防のための水防団及び消防機関の活動、避難の指導、その他関係機関における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備等の実施要領を示したものである。

第４節　水防事務の処理

指定管理団体の水防管理者は、洪水等に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として、法第１６条による水防警報の通知を受けた時から洪水等による危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第５節　水防計画の策定、変更

指定管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならない。

指定管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、防災会議に諮らなければならない。

指定管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく県知事に届け出なければならない。

県水防本部	県水防地方本部	指定管理団体	水防管理者	水防団
福岡県	久留米県土整備事務所	小郡市	小郡市長	小郡市消防団

第２章　水防組織

第１節　水防組織の構成

指定管理団体は、水防事務の円滑な執行を図るため、県水防本部、県水防地方本部等の関係機関との正確かつ迅速な連携を行い、的確な水防活動の実施に資するものとし、水防に関する連絡系統は次頁のとおりとする。

また、水災の発生の際には、常勤体制から非常配置体制への迅速な移行を行うとともに、水防事態に即応した円滑かつ的確な水防活動を確保するため、小郡市水防本部の非常配置体制を、水防対策準備室、水防警戒本部、水防本部の三段階（以下「水防本部等」という。）に分けて配備する。

第２節　水防本部員の召集

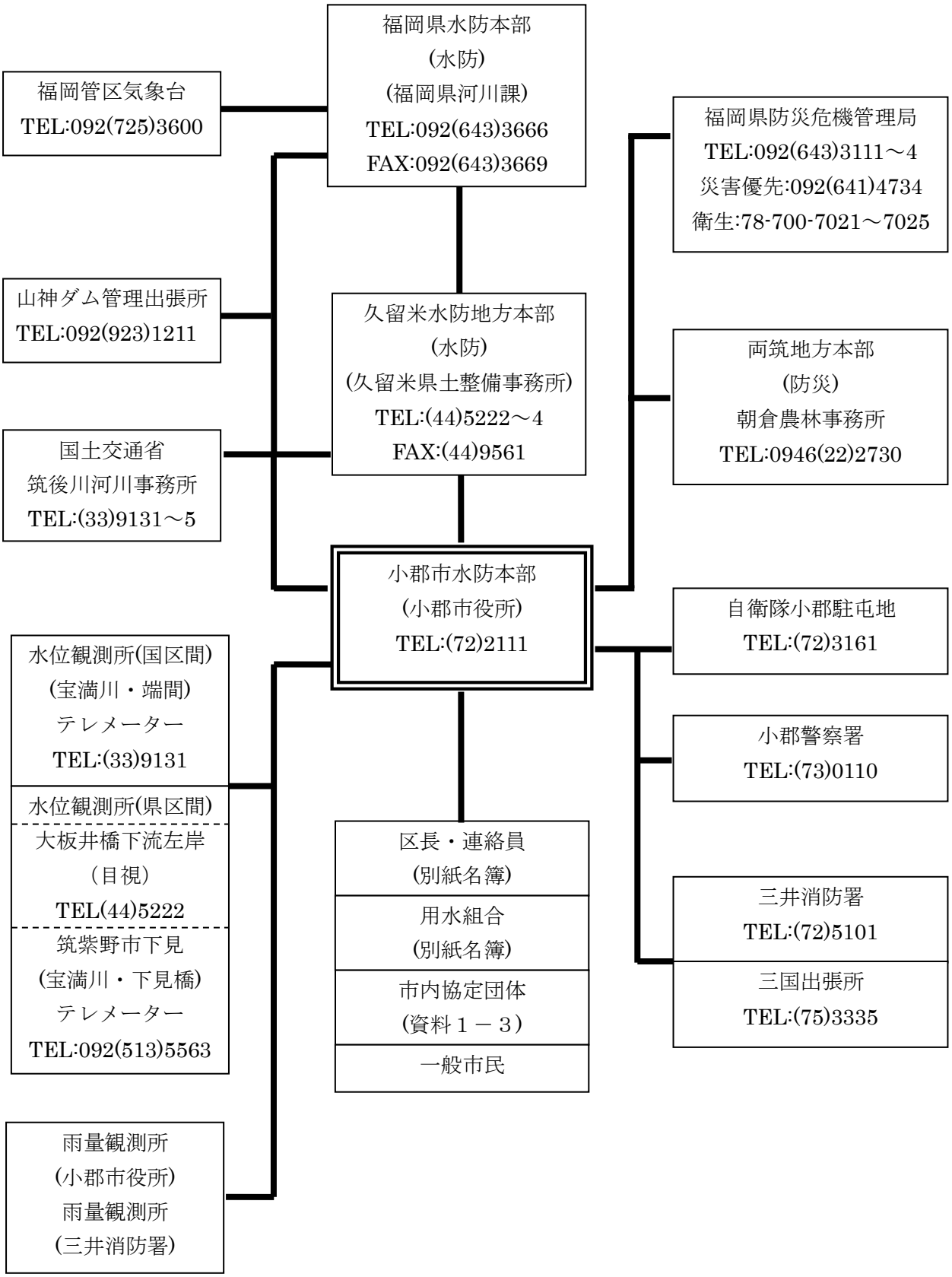
指定管理団体の水防管理者は、次の事態が生じた場合には、速やかに水防本部員を召集し、非常配置体制につかせることとする。なお、水防本部員の召集は、電話・無線・口頭等による連絡、防災メールの配信等をもって行う。

（１）指定管理団体の水防管理者が自らの判断により必要と認めたとき
（２）市内の河川等において治水上の危険が生じたとき
（３）その他、県水防本部及び県水防地方本部等から指示があったとき

〇水防本部員の順守事項

（１）水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、非常配置体制が発令されれば直ちに出勤できるよう備えるものとする。
（２）水防本部員は、非常配置体制発令後はできる限り外出を避け、自宅にて待機するとともに、常に居場所を明らかにしておくものとする。
（３）水防本部員の非常配置体制における勤務時間は、交代者と引継ぎを完了するまでとする。
（４）水防活動に従事する場合は、安全を確保して活動を行うこととする。

水防に関する連絡系統図



第３節　小郡市水防対策準備室の設置

協働推進課長は、気象情報や河川の状況等により、水災への準備が必要であると認めたときは、小郡市水防対策準備室（以下「準備室」という。）を設置する。

協働推進課長は、準備室設置後、直ちに三井消防署及び小郡警察署に準備室の設置を連絡しなければならない。

１．配備基準

（１）降雨時、梅雨期等に小郡市において大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき、若しくは台風接近時に小郡市が強風域に入る可能性があるときで、協働推進課長が特に必要と認めるとき。

（２）宝満川（端間）又は宝満川（下見橋）の水位が、水防団待機水位に達するおそれがあるとき。

２．設置場所

準備室は、総務部協働推進課防災安全係に置く。

３．配備体制

名称	責任者	部　課　係　名
水防対策準備室	協働推進課長	協働推進課防災安全係

４．事務分掌

水防対策準備室	気象予報・警報等及び河川状況等に関する情報収集を行うとともに、出水あるいは水位の上昇等に応じて直ちに水防活動が開始できるよう待機し、緊急事態に備えるものとする。

５．準備室の廃止

協働推進課長は、本計画に基づく警戒本部が設置されたとき、災害による危険が除去されたとき、又は、事態が終息したと認められるときは、準備室を廃止する。

第４節　小郡市水防警戒本部の設置（災害警戒本部第一配備）

総務部長は、警戒活動の必要があると認める場合は、市長の承認を得て必要な水防本部員を召集し、小郡市水防警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

総務部長は、警戒本部設置後、直ちに三井消防署及び小郡警察署に警戒本部の設置を連絡しなければならない。

１．配備基準

（１）降雨時、梅雨期等に小郡市において大雨警報又は洪水警報が発表されたとき、若しくは台風接近時に小郡市が暴風域に入る可能性があるときで、総務部長が特に必要と認めるとき。

（２）宝満川（端間）又は宝満川（下見橋）の水位が、水防団待機水位を突破し、氾濫注意水位に達するおそれがあるとき。

２．設置場所

警戒本部は、総務部協働推進課防災安全係に置く。

３．配備体制（連絡網　資料７参照）

警戒本部は、小郡市地域防災計画に定める災害警戒本部（第一配備）の体制とする。警戒本部は、総務部長を本部長とし、警戒本部会議、事務局及び現地活動員を配置する。

警戒本部会議	
本部対策班	総務部長（本部長）、協働推進課長（事務局）、総務課長
都市建設班	建設管理課長、下水道課長
環境経済班	農業振興課長、生活環境課長
文教対策班	教務課長
保健福祉班	福祉課長
消防団班	副団長

事務局
協働推進課

現地活動員	
本部対策班	総務課広報統計係
都市建設班	建設管理課維持係、管理係 下水道課工務係、都市計画課、道路建設課
環境経済班	農業振興課農村環境係 生活環境課環境係
保健福祉班	福祉課地域福祉係
文教対策班	教務課施設係

現地活動員	
消防団班	第１～７分団

４．事務分掌

警戒本部会議	警戒本部の指揮・総括に関すること 警戒本部の設置・廃止に関すること 避難所（別紙１）の開設に関すること
事務局	気象情報等の情報収集に関すること 関係機関との連絡調整に関すること 現地活動員への水防活動の指示に関すること 車両及び水防資機材等の確保に関すること
現地活動員	災害危険箇所（別紙２）及び重要水防箇所（別紙３）の巡視、警戒活動に関すること 災害現場での水防活動に関すること 所管施設・設備の被害状況の把握及び災害対策に関すること 警戒本部への被害状況の報告に関すること 水防作業の技術指導に関すること 水防資機材等の調達に関すること 市民への広報（区長へ連絡、広報車等による広報）に関すること 避難行動要支援者の避難支援に関すること

５．警戒本部の廃止

本部長は、本計画に基づく水防本部が設置されたとき、災害による危険が除去されたとき、又は、事態が終息したと認められるときは、市長の承認を得て警戒本部を廃止する。

第５節　避難所の開設

水防本部等は、住民の避難が必要であると認めるときは、全避難所（別紙１）の中から開設する避難所を指定し、必要な要員を配備し、開設するものとする。なお、避難所の開設については「避難所設置運営マニュアル」によるものとし、住民への避難準備・高齢者等避難開始の発令については、「小郡市避難勧告等の発令・伝達マニュアル」によるものとする。

１．開設基準

（１）宝満川（端間）又は宝満川（下見橋）の水位が、氾濫注意水位を突破し、避難判断水位に達するおそれがあるとき

（２）台風接近時に小郡市が暴風域に入る可能性があり甚大な被害が発生するおそれがあるとき。

２．避難所体制

（１）各避難所の要員は２名以上とする。

（２）台風災害においては台風時指定避難所を開設する。

（３）その他の災害においては必要に応じて開設する避難所を指定する。

３．事務分掌

（１）避難所を開設した際は、直ちに避難準備・高齢者等避難開始を発令するとともに、避難所の開設に係る情報を、区長への連絡、広報車・ポンプ車での巡回広報、防災メール等の配信等により速やかに市民に伝達するものとする。

（２）避難所を開設した際は、速やかに施設管理者に連絡を行うものとする。

（３）避難所要員は、避難者及び避難所施設に係る情報を随時水防本部等に報告を行うとともに、避難所において被害が発生した場合は、速やかに必要な安全上の措置を行い、水防本部等に連絡するものとする。

４．避難所の閉鎖

水防本部等は、災害による危険が除去されたとき、又は、事態が終息したと認められるときは避難所を閉鎖する。

第６節　小郡市水防本部の設置（災害警戒本部第二配備）

市長は、気象状況又は水位状況等により警戒本部では対処できない場合は、小郡市水防本部（以下、「水防本部」という。）を設置する。

市長は、水防本部設置後、直ちに三井消防署及び小郡警察署に水防本部の設置を連絡しなければならない。

１．配備基準

（１）降雨時、梅雨期及び台風接近時等に小郡市において大雨特別警報が発表されたとき、若しくはさらに甚大な被害が発生するおそれがあるときで、市長が特に必要と認めるとき。

（２）宝満川（端間）又は宝満川（下見橋）の水位が、氾濫注意水位を突破し、避難判断水位に達するおそれがあるとき。

２．設置場所

水防本部は、総務部協働推進課防災安全係に置く。

３．配備体制（連絡網　資料７参照）

水防本部は、小郡市地域防災計画に定める災害警戒本部（第二配備）の体制とする。この場合において、水防本部会議を置き、水防本部の本部長は市長、副本部長は副市長、教育長、消防団長とし、本部事務局は協働推進課長とする。

水防本部会議	
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、消防団長
各対策班長	総務部長、都市建設部長、環境経済部長、教育部長、保健福祉部長
本部事務局	協働推進課長
各対策班（必要に応じて）	総務課長、生活環境課長、農業振興課長、建設管理課長、 下水道課長、福祉課長、介護保険課長、教務課長、生涯学習課長

各対策班	
本部対策班	（総合対策）協働推進課 （情報伝達）総務課
都市建設班	建設管理課、下水道課、都市計画課、道路建設課
環境経済班	農業振興課、生活環境課
文教対策班	教務課、生涯学習課
保健福祉班	福祉課、介護保険課

消防団班	
消防団班	第１～７分団

４．事務分掌

本部対策班（総合対策） 班　長：総務部長 副班長：協働推進課長 （増員、交替要員は財政課長） 班　員：協働推進課 （増員、交替要員は財政課）	水防本部の設置、廃止に関すること 水防本部会議の開催に関すること 災害対策の総括に関すること 各対策班の総合連絡調整に関すること 被害災害調査の総括に関すること 水防資機材、その他物資の調達に関すること 避難勧告等の発令及び伝達に関すること 避難誘導及び救出活動に関すること 水防本部の予算措置及び出納に関すること 市有財産の被害調査及び復旧対策に関すること 自衛隊、協力機関等への応援要請に関すること
本部対策班（情報伝達） 班　長：総務部長 副班長：総務課長 （増員、交替要員は企画課長） 班　員：総務課 （増員、交替要員は企画課）	被害状況、気象情報等の情報収集に関すること 市民への情報提供、広報に関すること 記者会見、報道機関との連絡に関すること 災害記録に関すること 車両配車の調達、手配に関すること

都市建設班 　班　長：都市建設部長 　副班長：建設管理課長 　　下水道課長 （増員、交代要員は道路建設課長、まちづくり推進課長） 　班　員：建設管理課、下水道課 （増員、交代要員は道路建設課、まちづくり推進課）	道路、橋梁の被害調査及び災害対策に関すること 河川、堤防の被害調査及び災害対策に関すること 災害対策用土木機材、各種資材の調達に関すること 応急仮設住宅及び市営住宅の供与並びに建設に関すること 下水道の施設管理に関すること 関係機関に対する水防作業の指示等に関すること 本部内の連絡調整に関すること その他本部長が指示すること
環境経済班 　班　長：環境経済部長 　副班長：農業振興課長 　　生活環境課長 　班　員：農業振興課、生活環境課 （増員、交替要員は環境経済部内で対応する）	住宅の被害調査、市税の猶予及び減免に関すること 農作物、ため池、用水路、営農施設等の被害調査及び災害対策に関すること 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害対策に関すること 家畜及び畜産施設等の被害調査並びに災害対策に関すること 林業の被害調査及び災害対策に関すること 病害虫の発生予防及び防疫に関すること 工場、事業所、商工業者等の被害調査及び災害対策に関すること 災害時における給水に関すること 遺体の埋火葬、処理に関すること 本部内の連絡調整に関すること その他本部長が指示すること
保健福祉班 　班　長：保健福祉部長 　副班長：福祉課長、介護保険課長 　班　員：福祉課、介護保険課 （増員、交替要員は保健福祉部内で対応する）	児童福祉施設・高齢者福祉施設等の被害調査及び災害対策に関すること 負傷者の救護、応急対策に関すること 救助用食糧及び物資器材の要求量調査に関すること 救助用食糧及び物資器材の配分、保管並びに出納に関すること 被災者に対する生活保護等の適用に関すること 病害虫の発生予防、防疫活動に関すること 避難行動要支援者の支援に関すること 福祉避難所における支援に関すること 本部内の連絡調整に関すること その他本部長が指示すること
文教対策班	教育関係施設の被害調査及び災害対策に関すること

班　長：教育部長 副班長：教務課長、生涯学習課長 班　員：教務課、生涯学習課 （増員、交替要員は教育部内で対応する）	社会教育施設の被害調査及び災害対策に関すること 教育関係施設及び公民館等に避難場所を開設することについての協力に関すること 児童・生徒に対する被害状況の把握に関すること 被災児童生徒に対する授業及び保健管理に関すること 避難所及び避難者数の把握に関すること 災害救助活動に応援する社会教育諸団体との連絡調整に関すること 本部内の連絡調整に関すること その他本部長が指示すること
消防団班 班　長：消防団副団長 班　員：消防団員	水防作業、災害対策に関すること 救助、救出活動に関すること 避難勧告等の伝達に関すること 住民の避難誘導に関すること 管轄区域内の被害状況の把握に関すること 本部内の連絡調整に関すること その他本部長が指示すること

５．現地対策本部

本部長は、災害現地において水防本部の所掌事務の一部を行うための応急活動拠点を設置する必要が生じた場合は、現地対策本部を設置する。

（１）現地対策本部の責任者は、副本部長（副市長。副市長が不在の場合は市長が任命する者）とする。

（２）現地対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

６．水防本部の廃止

本部長は、小郡市地域防災計画に定める災害対策本部が設置されたとき、災害による危険が除去されたとき、又は、事態が終息したと認められるときは、水防本部を廃止する。

第３章　水防活動

第１節　河川等の巡視及び報告

指定管理団体及び水防団等は、相互の密接な協力のもとに河川、堤防、水門、樋門等の巡視を実施し、水防活動の必要性等の把握に努め、異常等を発見した際は速やかに報告するものとする。

特に水防上警戒及び巡視を要する箇所は、災害危険箇所（別紙２）及び重要水防箇所（別紙３）とする。また、水防本部における各対策班の水防受け持ち区域は、別紙４のとおりとする。

第２節　水防警報等の発令

１．水防警報の発令

国土交通大臣及び福岡県知事は、洪水等によって災害が起きる恐れがあるときは、法第１６条第１項の規定により水防警報を発表し、水防の必要がある旨を警告する。なお、国土交通大臣及び福岡県知事が行う水防警報及び指定河川は、以下のとおりである。

２．避難判断水位到達情報の通知及び周知

国土交通大臣及び福岡県知事は、法第１３条第２項の規定により、河川の水位が避難判断水位に到達した場合は、避難判断水位到達情報を通知するとともに関係住民への周知を図るものとする。なお、国土交通大臣及び福岡県知事が避難判断水位到達情報の通知及び周知を行う指定河川は、以下のとおりである。

○県知事が行う水防警報等の種類及び河川

種　類	内　容	発令基準
待　機	出水あるいは水位の上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準　備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき。
出　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は、水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
警　戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、すでに氾濫注意水位を越え、災害の起こるおそれがあるとき。
解　除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

地方本部	河川名	区　間	観測所	水防団待機水位 氾濫注意水位 避難判断水位 氾濫危険水位	関係水防管理団体
那　珂	宝満川	県管理区間全区間	下見橋	2.30 2.68 2.93 3.29	筑紫野市、筑前町（朝倉）、小郡市（久留米）
久留米	大刀洗川	県管理区間全区間	西の宮橋	4.69 5.56 5.78 6.11	久留米市、小郡市、大刀洗町

〇国土交通大臣が行う水防警報等の種類及び河川

種　類	発令基準
第一段階 待　機	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位に達すると思われるとき。
第二段階 準　備	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を突破すると思われるとき。
第三段階 出　動	氾濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあると思われるとき。
第四段階 解　除	氾濫注意水位以下に下がって、再び増水の恐れがないと思われるとき。

河川名	河川事務所	対象量水標	水防団待機水位 氾濫注意水位 避難判断水位 氾濫危険水位	摘要
筑後川 幹　川	筑後川河川事務所	片ノ瀬	5.40 6.70 7.80 8.50	
		端間	2.40 3.60 4.00 4.65	宝満川

第３節　水防信号及び水防標識

１．水防信号

法第２０条の規定により、福岡県知事の定める水防信号は次のとおり。

種類	説　　明	警　　鐘　　信　　号	サイレン信号
第一信号	氾濫注意水位に達したことを知らせる	○休止　　○休止　　○休止	（約５秒）（約１５秒）（約５秒） （約１５秒）（約５秒） ○―休止　　○―休止　○―
第二信号	水防団員及び消防機関に属するもの全員が出動するべきことを知らせる	○―○―○　○―○―○　○―○―○	（約５秒）（約６秒）（約５秒） （約６秒）（約５秒） ○―休止　　○―休止　○―
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが水防の応援に出動すべきことを知らせる	○―○―○－○　○―○―○－○　○―○―○－○	（約１０秒）（約５秒）（約１０秒） （約５秒）（約１０秒） ○―休止　　○―休止　○―
第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせる	乱　　打	（約１分）（約５秒）（約１分） ○―　　休止　　○―

１．信号は適宜時間継続すること。

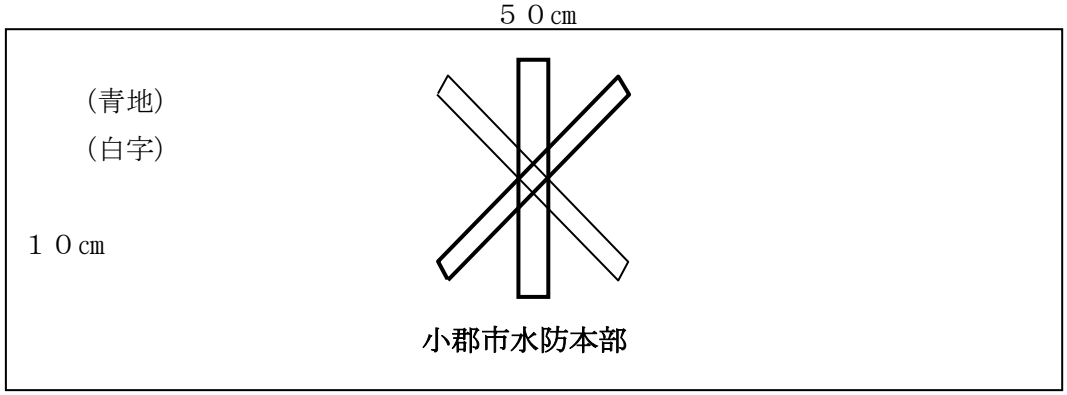
２．必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。

３．危険が去ったときは口頭伝達により周知させること。

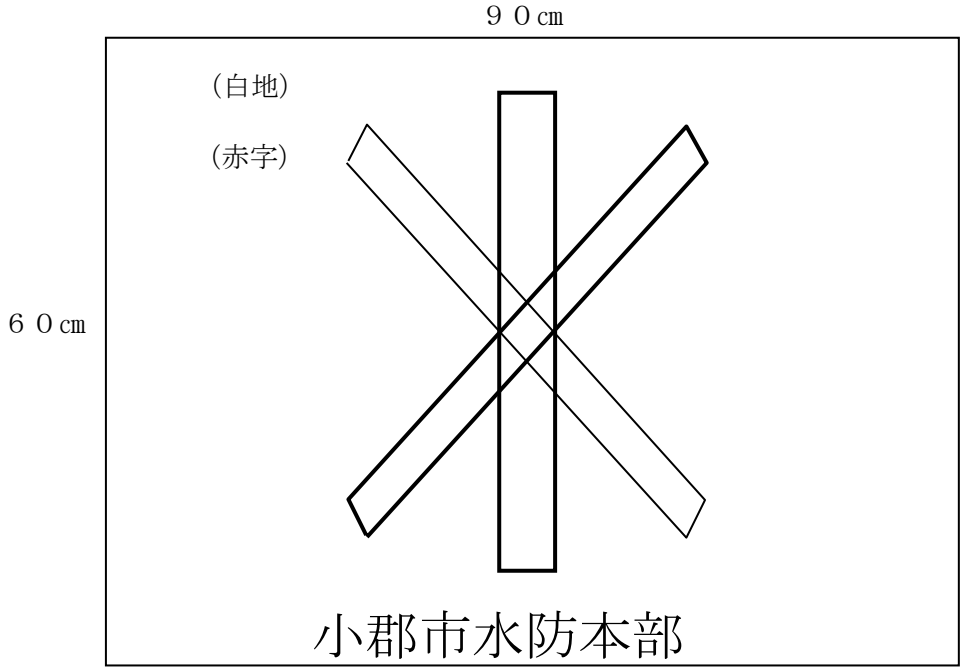
２．水防標識

（１）緊急通行標識

水防本部員が出動するときは、標識として腕章を付けるものとする。ただし、緊急の場合は職員の職員証をもって代えることができる。



（２）優先通行車両標識



第４節　避難勧告等の発令

指定管理団体の水防管理者は、洪水等によって災害が起きる可能性が高まり、住民による避難行動を開始しなければならないときは、その被害が発生する危険性の段階に応じて避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令するものとする。なお、住民への避難勧告等の発令については、「小郡市避難勧告等の発令・伝達マニュアル」によるものとする。

第５節　市内協力団体との連携

指定管理団体の水防管理者は、市内の各業種団体等と水防に関する基本的な事項について基本協定書を締結し、水災時の水防活動における協力体制を確立するとともに、市内の各協定団体と連携を図りながら水防対策を実施していくものとする。

第６節　水位の確認及び雨量の通報

水防本部員は、ウェブ配信される河川の水位の確認を定期的に行い、河川状況等を把握するとともに、必要に応じて市民に対して情報提供するものとする。また、観測員は、水災の恐れがある場合には、雨量の観測値、河川の状況、気象状況等を速やかに通報しなければならない。

１．水位の基準

○国土交通省直轄河川（水位）　（テレメーターによる観測）

河川名	観測所	水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	堤防設計	確認手段	連絡先 筑後川河川事務所
筑後川	片ノ瀬	5.4m	6.7m	7.8m	8.5m	12.82m	ウェブ配信	33-9131
宝満川	端 間	2.4m	3.6m	4.00m	4.65m	6.05m	ウェブ配信	33-9131

○県営河川（水位）　（テレメーターによる観測）

河川名	観測所	水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	確認手段	連絡先 那珂県土整備
宝満川	下見橋	2.3m	2.68 m	2.93m	3.29 m	ウェブ配信	092-513-5561

２．雨量の記録及び通報

観測所	観 測 員
小郡市役所	濱田　和馬

（１）雨量の通報

観測員は、雨が降り始めてから５０mm に達したときは、その時刻と降り始めた時刻を水防本部等及び関係機関等へ通報するものとし、その後は毎時の観測値を通報するものとする。

（２）記録及び報告

観測員は、雨量（午前９時～翌日午前９時)、最大時間雨量、連続雨量等について記録し、必要に応じ水防本部及び関係機関等に報告するもの

とする。

第７節　水防活動報告

水防本部員及び関係機関等は、水防活動の活動報告を求められた時、又は、その活動が終了した後２日以内に水防活動報告書（別紙５）により報告しなければならない。

第８節　公共施設の被害状況報告

市内の公の施設の管理者は、水災により当該施設が被害を受けた場合は、事態終息を伴う本部等廃止後７日以内に被害状況及び復旧の目途等を財政課に報告しなければならない。また、財政課は各施設の管理者からの報告内容を集約し協働推進課に報告しなければならない。

第４章　水防資機材

第１節　水防倉庫及び水防資機材

各水防倉庫における水防資機材の備蓄状況は別紙６のとおりとする。

第２節　水防資機材の調達

水災時の水防資機材の調達は、別紙７の災害時における物資供給の協力に関する協定を締結している水防資材取扱い業者において行うものとする。ただし、緊急を要する場合や特殊資材を調達する場合はこの限りでない。

第５章　水防訓練

第１節　水防訓練の実施

法第３２条の２の規定に基づき、水防団の水防技術の習得・向上により、市の水防体制の充実強化を図るとともに、地域住民に対して水防意識の高揚を図ることを目的として、毎年水防訓練を実施するものとする。

【指定避難所一覧】

別紙1

指定避難所

No.	避難所等		住所	電話番号	収容人数	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	内水氾濫	台風	※台風（強風域）
1	のぞみが丘小学校	体育館	希みが丘5-2-17	75-7011	430	○	○	○	○	○	
2	三国中学校	体育館	美鈴が丘5-15-1	75-3820	530	○	○	○	○		
3	小郡高等学校	体育館	三沢5128-1	75-1211	720	○	○	○	○		
4	三国校区公民館	和室（1階）	三沢4196-1	75-3392	130	○	○	○	○	○	○
5	三国小学校	体育館	力武1012	75-2312	430	○	○	○	○		
6	東野小学校	体育館	小郡2409-4	73-1780	390	○		○	○		
7	東野校区公民館	和室（1階）	三沢83-1	75-7066	270	○		○	○	○	
8	大原小学校	体育館	大保1394	72-5500	390	○		○	○		
9	大原中学校	体育館	小郡772	72-2027	610	○		○	○	○	
10	小郡市生涯学習センター（福祉）	ホール	大板井1180-1	72-2111（内線523）	500	○		○	○	○	
11	小郡小学校	体育館	小板井288	72-3044	480	○		○	○		
12	大崎教育集会所	和室（1階）	稲吉1338-8	72-9738	75					○	
13	小郡中学校	体育館	寺福童668	72-1103	480	○		○	○		
14	小郡交流センター	和室（1階）	寺福童859-51	72-2846	150	○		○	○	○	○
15	小郡市高齢者社会活動支援センター	和室（2階）	福童688-1	73-1881	100	○		○	○	○	
16	立石校区公民館	和室（1階）	干潟2056-1	73-2768	130	○		○	○	○	○
17	立石小学校	体育館	吹上968-2	72-2543	420	○		○	○		
18	立石中学校	体育館	吹上1045	72-2603	430	○		○	○		
19	三井高等学校	体育館	松崎650	72-2161	590	○		○	○		
20	下岩田市民館	和室（1階）	下岩田2108-3	72-8190	80					○	○
21	御原校区公民館	和室（1階）	稲吉437-11	72-9038	130			○		○	
22	二タ集会所	和室（1階）	二タ1451	73-4393	60					○	
23	御原小学校	体育館・校舎（2階）	二タ316	72-2711	300	○		○	○		
24	宝城中学校	体育館・校舎（2階）	八坂26-1	72-2417	450	○		○	○	○	
25	味坂小学校	体育館・校舎（2階）	八坂456-1	72-2406	300	○		○	○		
26	味坂校区公民館	和室（1階）	下西鯵坂253-1	73-3858	130			○		○	○
27	小郡市総合保健福祉センター（福祉）	多目的ホール 交流プラザ	二森1167-1	72-6666	270			○			
28	大原校区公民館	和室	大保1465-1	42-6710	160	○		○	○	○	○

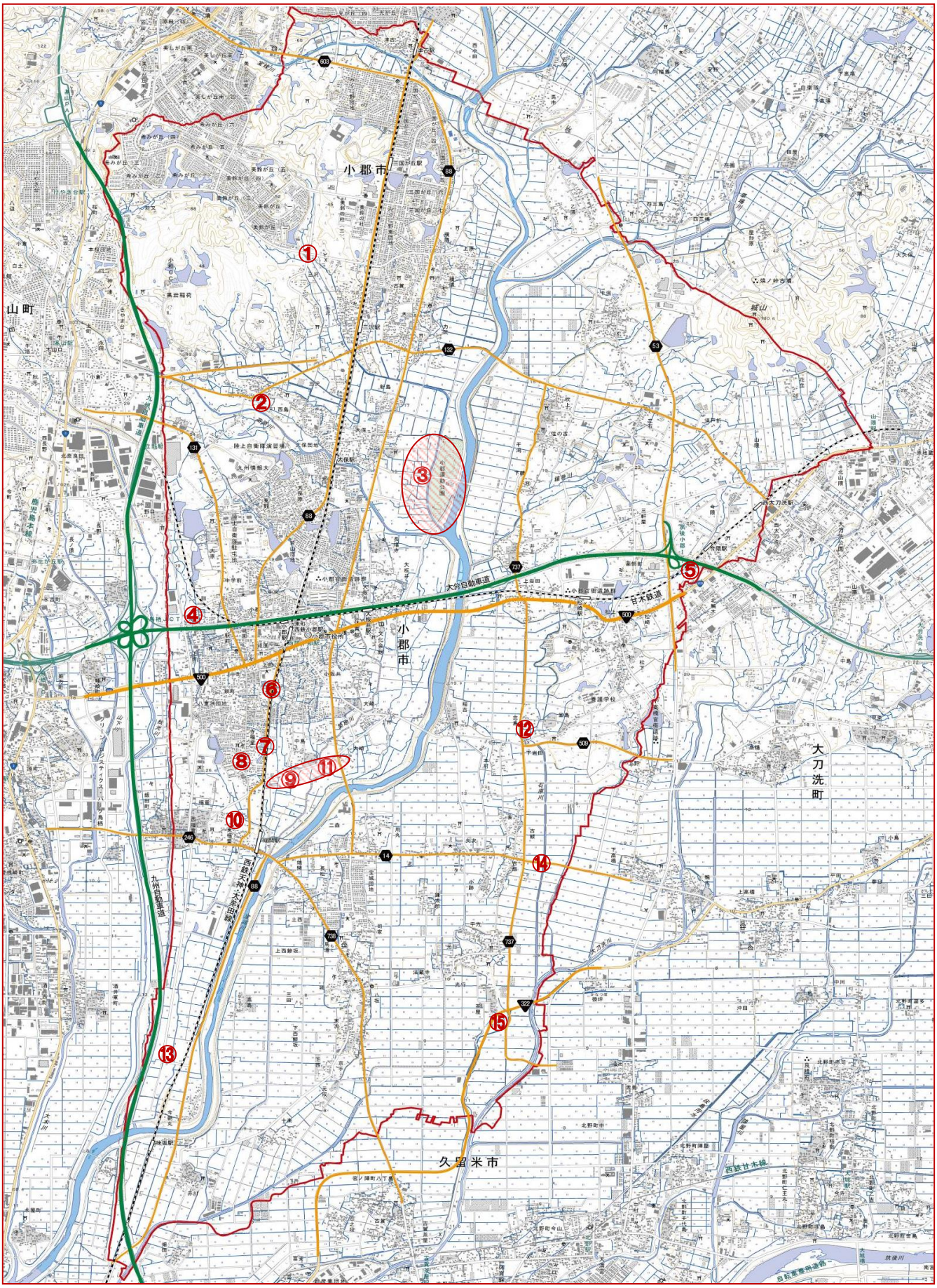
※台風（強風域）については、小郡市が暴風域に入らないが強風域に入り、かつ、避難所を開設する必要があると特に認める場合にのみ開設するものとする。

別紙２－１

災害危険箇所一覧

番号	名　称	所　在　地	被害予想	備考
①		三沢 3678-1 付近 （中村自動車の交差点周辺）	道路冠水	
②	県道本郷・基山停車場線	三沢 1117-2 付近	道路冠水	
③	小郡運動公園南西側一帯	大保 444 付近	道路冠水 田畑冠水	
④		博運社から 野口集落までの農道	道路冠水	
⑤		山隈 2-1 付近	道路冠水	
⑥	県道久留米小郡線	稲吉 1372-1 付近 （草場整骨院付近）	道路冠水	
⑦	県道久留米小郡線	寺福童 409-1 付近	道路冠水	
⑧		寺福童 1011-1 付近 （ヒデ美容室周辺）	道路冠水	水路が溢れる
⑨	小郡・大崎 3208 号線	大崎 738-1 付近	道路冠水	介護保険課へ連絡 近隣施設 めぐみ苑 0942-23-8838
⑩	県道久留米小郡線	寺福童 30-1 付近	道路冠水 田畑冠水	
⑪	市道横隈・大崎 8 号線	大崎 312-5 付近 （七夕神社西交差点周辺）	道路冠水 床下・床上浸水 田畑冠水	
⑫	県道吹上・北野線	下岩田交差点 北 200m付近	道路冠水	
⑬	市道小郡・東福童 3001 号線	福童 1797-4 付近	道路冠水	
⑭	鳥栖朝倉線	古飯東交差点東側	道路冠水	
⑮	県道吹上北野線	平方陸橋南側	道路冠水	

別紙２－２


小郡市
山町
大刀洗町
久留米市
大分自動車道
甘木鉄道
西鉄天神大牟田線
九州自動車道
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮

別紙３－１

重要水防箇所

番号	ランク	河川・溜池名	左右岸の別	延長（m）	位置		種類
23	要	宝満川（国）	左岸	148	二森	端間橋下流	平成 28 年度施工
24	要	宝満川（国）	右岸	172	福童	端間橋下流	平成 28 年度施工
265	B	宝満川（国）	左岸	2,020	福童	今朝丸橋下流	堤防断面 B
270	B	宝満川（国）	右岸	155	福童	今朝丸橋下流	堤防断面 B、漏水 B
271	B	宝満川（国）	右岸	84	福童	今朝丸橋下流	堤防断面 B
272	B	宝満川（国）	右岸	700	福童	今朝丸橋上流	漏水 B
29	重	宝満川（国）	右岸	200	福童	今朝丸橋上流	基盤漏水
30	重	宝満川（国）	右岸	200	福童	今朝丸橋上流	基盤漏水
20	C	宝満川（県）	左岸	20	二森	端間橋上流	背後地に農地
－	A	向山溜池（大保池）	―	240	大保		背後地に家屋密集
－	A	影堤	―	90	津古		背後地に家屋密集
－	A	大板井堤	―	50	大板井		背後地に家屋密集
－	A	野口堤	―	12	小郡		背後地に家屋
－	B	柿添堤	―	70	福童		背後地に家屋・公共施設
－	C	境石堤	―	90	乙隈		背後地に農地

河川（国営）

ランクＡ：洪水が堤防を越える恐れがある箇所、漏水・法崩れの対策が未施工の箇所など

ランクＢ：堤防の高さに余裕が無い箇所、漏水･法崩れの対策が暫定施工の箇所など

要注意区間：新堤防で築造後３年以内の箇所

河川（県営）・堤・溜池等

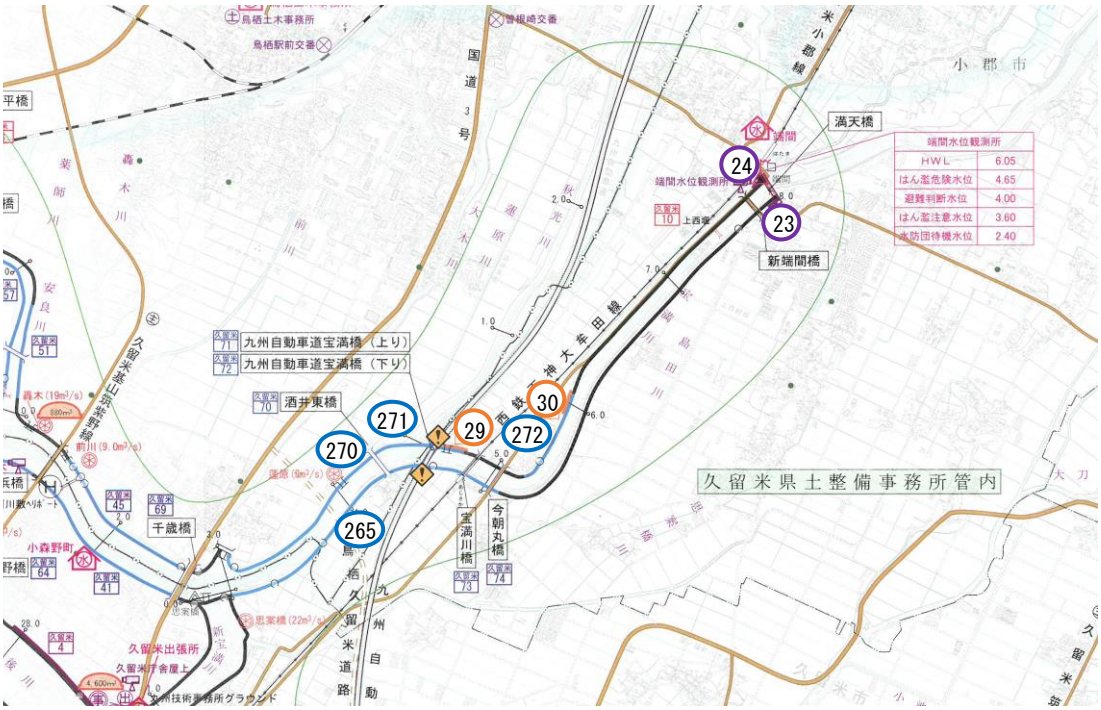
ランクＡ：背後地に家屋密集地、あるいは主要公共施設（鉄道、主要道路等）があり、甚大な被害が予想されるもの

ランクＢ：背後地に家屋あるいは公共施設に被害が予想されるもの

ランクＣ：背後地の農地（田畑等）に被害が予想されるもの

別紙３－２

宝満川重要水防箇所図



別紙４

水防班員の水防受け持ち区域

担当班	責　任　者	受　持　区　域
都市建設班	都市建設部長	中　小　河　川 下水道等（雨水・汚水）関連施設
環境経済班	環境経済部長	農業用ため池、井堰、排水路 生活環境関連
保健福祉班	保健福祉部長	避難行動要支援者関連施設
文教対策班	教育部長	避難所施設
消防団班	消防団副団長	宝満川
第１分団	第１分団長	〃　　大板井橋下流右岸 ～端間橋下流右岸
第２分団	第２分団長	〃　　〃　　上流右岸
第３分団	第３分団長	〃　　〃　　〃左岸
第４分団	第４分団長	〃　　〃　～端間橋間左岸
第５分団	第５分団長	〃　　端間橋下流左岸
第６分団	第６分団長	〃　　大板井橋上流右岸
第７分団	第７分団長	〃　　〃

別紙５

水防活動報告書

報告時間	月　日　時　分
対策班名	

第　　報

災害の概要	※発生場所・発生日時・状況等				
被害の状況	**死傷者**	死　者　人	負傷者　人	不　明　人	計　人
	住　家	全壊棟　棟	半壊棟　棟	一部損壊　棟	床上浸水　棟
	※その他特記事項				
災害・被害の対応状況	※上記災害・被害に対する対応・対策等				
避難所の状況	※避難所の避難世帯数・避難人員や状況等				
その他報告					

別紙６－１

水防資材等の備蓄状況調べ

（Ｈ２８年５月末現在）

	力　武	大板井	端　間	団倉庫	合　計
土のう袋	3,800	3,400	6,000	200	13,400
スコップ	38	35	30	8	111
かけや	15	12	12		39
ハンマー	11	10	8		29
ツルハシ	6	5	5		16
鋸	3	4	6		13
竹きり鋸	4	3	2		9
草刈鎌	5	9			14
ナタ	2	5	6		13
斧	2	2	3		8
バール	2	2	2		6
ペンチ	5	4	5		14
ロープ （トラ 100m）	6	6	6	2	20
木杭	279	50	40		369
鉄杭				35	35
針金	5	3	3	3	14
縄玉	10	3			13
一輪車	3	3	4		10
ビニールシート	19	16	11	5	51
むしろ	420				420
カラーコーン				60	60
カラーバー				60	60
防災ボート （ＦＲＰ製）	1	1	1		3
船検用品セット	1	1	1		3
排水ポンプ	1	1	1		3

別紙６－２

水防本部 防災倉庫

資　機　材	保有数
資機材保管庫	5
ハンドメガホン	13
懐中電灯	20
ヘルメット	140
腕　章	100
万能斧	10
バール	10
のこぎり	10
ボルトクリッパー	10
トラロープ	13
災害用救急箱	3
剣先スコップ	12
伸縮脚付 はしご兼用脚立	1
防水シート	1

資　機　材	保有数
発電機	1
ガソリン携行缶	3
防災用投光器	5
コードリール	6
車椅子	1
リヤカー	1
担架	1
ウォシャブルタンク	5
救助資機材セット	3
大型救急箱	1
毛布	40
七夕ロール （６ロール×８個）	1
おりひめティッシュ （５箱×１０個）	1

別紙７

災害時における物資供給の協力に関する協定の締結

事業者名	所在地名	連絡先	備　　考
三井・小郡地区防災協会	小郡市	72-5101	
イオン九州(株)	福岡市	41-7100	小郡支店
ＮＰＯコメリ 災害対策センター	新潟市	025-371-4185	九州物流センター （大牟田市）
株式会社ナガワ	東京都	092-717-2666	福岡営業所
みい農業協同組合	小郡市	72-2141	
株式会社アクティオ	福岡市	82-7633	鳥栖営業所

資　　料

（１－１）水害時の水防対策に関する基本協定書

【小郡市環境保全協議会】

（１－２）土砂集積場等一覧

（１－３）水防連絡系統図

（２－１）水害時の水防対策に関する基本協定書

【(一社)小郡市建設業協会、㈲田中商会】

（２－２）土砂集積場等一覧

（２－３）水防連絡系統図

（３）　小郡市区長会名簿

（４）　自主防災組織代表者名簿

（５）　水門樋門等の管理

（６）　ため池管理者一覧表

（７）　小郡市水防本部連絡網

資料１－１

水災時の水防対策に関する基本協定書

小郡市（以下「甲」という。）及び小郡市環境保全協議会（以下「乙」という。）は、水防法第３２条に定める小郡市水防計画に基づき、水災時の水防対策に関する基本的な事項について次のとおり基本協定書を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、市民の生命、身体及び財産を水災から保護するため、水防対策における甲乙の協力体制を確立し、連携を図りながら、迅速かつ的確に水防活動を行うことを目的とする。

（水防活動の範囲）

第２条　本協定における水防活動の範囲は次のとおりとする。

（１）公共施設の機能回復、被害の拡大防止及び人命救助等として実施するもののうち、緊急に対処を要する場合において実施する活動とする。

（２）被害を未然に防止する予防措置は含まないものとする。

（定期報告）

第３条　乙は、土砂集積場、水防対策に係る連絡系統図、水防人員及び資材配置表（以下「報告書」という。）を毎年４月に甲に提出しなければならない。

２　乙は報告書の内容に変更があった場合は、変更後の報告書を速やかに甲に提出するものとする。

（事前準備）

第４条　乙は、水災時における円滑な水防活動の実施のため、小郡市水防計画及び本協定の趣旨目的を全構成員に充分に周知徹底しなければならない。

２　甲は、大雨又は台風の接近など、水防対策を要請する可能性が高い場合は、事前に乙に連絡するものとする。

（水防活動の実施）

第５条　乙は、甲の要請により、水防対策に係る体制を確立し、甲の設置する水防本部と２４時間体制で相互の連絡体制を確保し、必要な水防活動を実施するものとする。

２　乙は、速やかに乙の構成員相互の連絡体制を確保するものとする。

３　乙は、甲の指示に基づき、構成員の事業所等での待機、被災現場への派遣及び被災現場

における水防活動等を実施するものとする。
４　乙は、甲の要請により、水防対策に必要な資機材の確保に努めるものとする。

（経費）
第６条　前条に規定する水防活動に要した経費については、甲が負担するものとする。ただし、乙が提供する防災用資材（土砂）に要する経費は除くものとする。
２　前項に規定する経費は、水防活動が終了した後、乙が甲に対して請求するものとする。
３　私有財産の管理、復旧等に要した費用については、その所有者が負担するものとする。

（適用）
第７条　本協定は締結の日から適用するものとする。ただし、第６条第２項の規定は、甲が必要な予算措置を行ったときから適用するものとする。

（協議）
第８条　本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項等については、甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり、締結したことを証するために本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

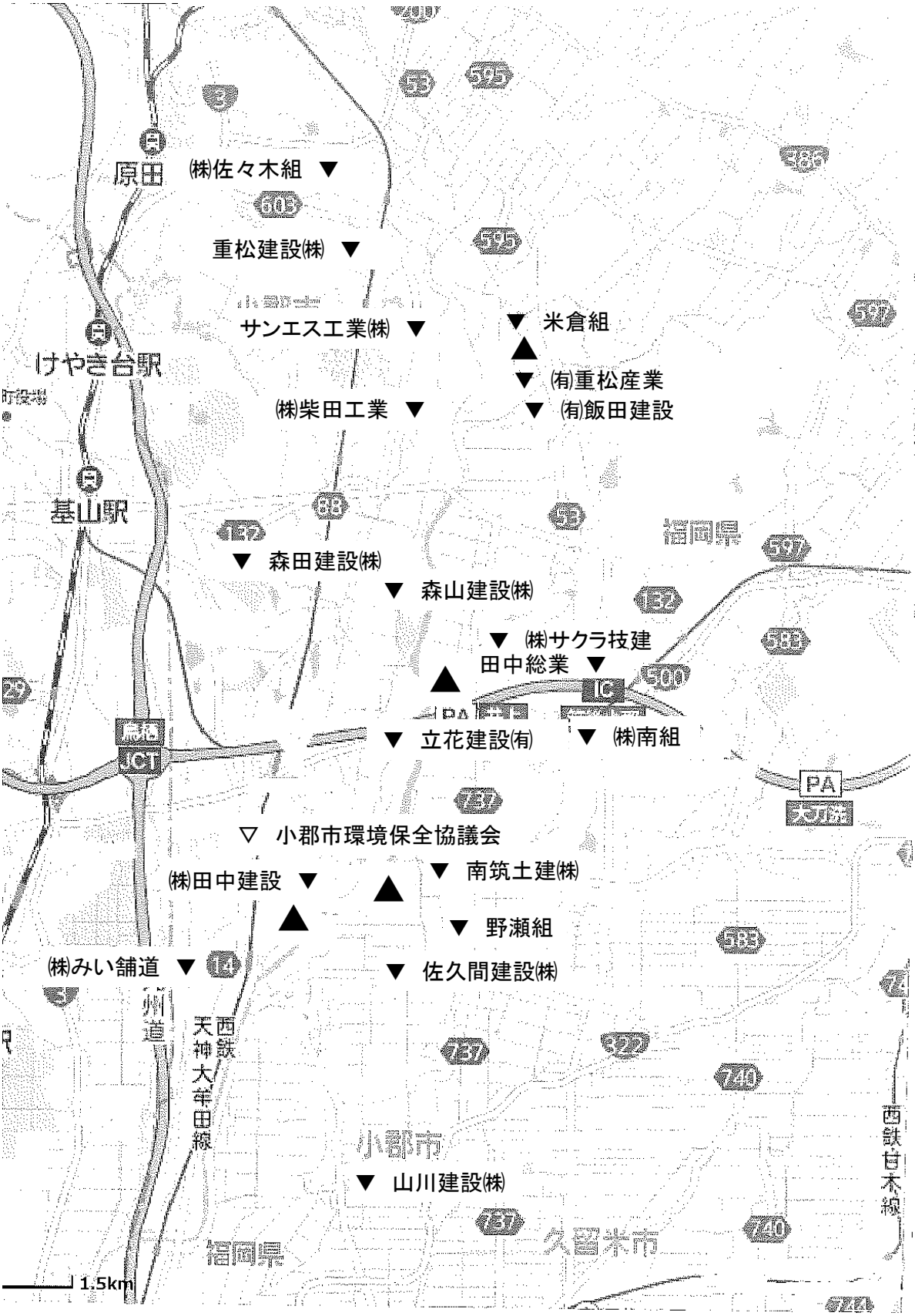
平成２６年　４月　１日

甲　小郡市小郡２５５番地１
　　小郡市
　　小郡市長　平　安　正　知

乙　小郡市力武９９３番地１
　　小郡市環境保全協議会
　　会　長　　柴　田　裕　司

小郡市環境保全協議会　土砂集積所一覧

資料1－2



▲防災用資材(土砂)集積場　　▼協議会員事務所　　▽小郡市環境保全協議会事務所

小郡市環境保全協議会水防連絡系統図

小郡市水防本部
℡　72－2111

小郡市環境保全協議会
会長　柴田　裕司
株式会社　柴田工業内
℡75－3205　fax75－7674
携帯090-3733-3429

副会長　五反　一成
株式会社　みい舗道内
℡72－6525
携帯090-5027-7776

副会長　田篭　利公
(有)田篭誠農園内
℡72－3550
携帯090-3190-6485

１　班	２　班	３　班	４　班
三国地区 班長 森田建設(株) 森田　恵一　72-3267 (090-3320-1552)	小郡地区 班長 (株)田中建設 田中正一　72-3457 (090-3602-2628)	立石地区 班長 (株)佐々木組 佐々木　善朗　75-2307 (090-3734-2855)	御原味坂地区 班長 佐久間建設㈱ 佐久間　正純　72-3036 (090-1929-4422)
作業員28人	作業員32人	作業員32人	作業員28人
(株)柴田工業 75-3205	(株)みい舗道 72-6525	飯田建設(株) 73-2289	南筑土建(株) 73-1175
重松建設(株) 75-5012	立花建設(有) 73-4141	(株)南組 72-0111	山川建設(株) 73-0938
森山建設㈱ 75-6214	嘉賀建設(株) 72-3711	米倉組 72-1514	(株)末次建装 72-6545
板並建設㈱ 72-2328	(株)松尾硝子 72-4532	大石建設(株)小郡営業所 72-8772	トキヤ興産(株) 73-3132
(株)永利建設 72-3724	西山建築 72-5386	(株)ミリオンテック 72-0400	木村工務所 72-7079
サンエス工業(株) 75-7281	(株)大島組小郡営業所 73-0690	(株)サクラ技建 73-1394	野瀬組 73-1592
	(株)坂口組小郡支店 72-1884	(有)重松産業 72-0043	
		田中総業 48-3078	

１　班	２　班	３　班	４　班
三国地区 班長 (有)伴緑翠園 伴　秀次郎　75-2920 (090-8391-3855)	小郡地区 班長 妙華園 志賀　雄一　72-2700 (090-8391-3848)	立石地区 班長 椛島植木 椛島　祐紀　72-2638 (090-3603-2048)	御原味坂地区 班長 佐藤造園 佐藤　天章　72-1588 (090-1084-0890)
作業員20人	作業員20人	作業員20人	作業員20人
権藤緑秀園 72-2546	立山植物園 72-3565	田篭千樹園 72-4019	権藤ファーム 72-4173
重松万生園 72-2665	池内園芸 72-4513	(有)山田園芸場 72-4200	緑地建設庭真 72-6713
(有)田篭誠農園 72-3550	久光農園 72-3756	田中常緑園 72-2623	原園芸場 77-0366
行徳農場 72-3722	(有)穏塚庭園 75-0637	今村長樹園 72-2627	黒岩演芸場 77-1243
松本園芸場 72-3659		重松園芸場 72-4022	樋口園芸 77-1077
執行功寿園 75-4496		(有)山崎瑞松園 72-2624	早野植物園 77-0597
(株)彩園 75-6200		山水園 72-8854	
		田篭隆盛園 73-1539	
		田篭勝範 72-2734	

資料２－１

水災時の水防対策に関する基本協定書

小郡市（以下「甲」という。）及び一般社団法人小郡市建設業協会、有限会社田中商会（以下「乙」という。）は、水防法第３３条に定める小郡市水防計画に基づき、水災時の水防対策に関する基本的な事項について次のとおり基本協定書を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、市民の生命、身体及び財産を水災から保護するため、水防対策における甲乙の協力体制を確立し、連携を図りながら、迅速かつ的確に水防活動を行うことを目的とする。

（水防活動の範囲）

第２条　本協定における水防活動の範囲は次のとおりとする。

（１）公共施設の機能回復、被害の拡大防止及び人命救助等として実施するもののうち、緊急に対処を要する場合において実施する活動とする。

（２）被害を未然に防止する予防措置は含まないものとする。

（定期報告）

第３条　乙は、土砂集積場、水防対策に係る連絡系統図、水防人員及び資材配置表（以下「報告書」という。）を毎年４月に甲に提出しなければならない。

２　乙は報告書の内容に変更があった場合は、変更後の報告書を速やかに甲に提出するものとする。

（事前準備）

第４条　乙は、水災時における円滑な水防活動の実施のため、小郡市水防計画及び本協定の趣旨目的を全構成員に充分に周知徹底しなければならない。

２　甲は、大雨又は台風の接近など、水防対策を要請する可能性が高い場合は、事前に乙に連絡するものとする。

（水防活動の実施）

第５条　乙は、甲の要請により、水防対策に係る体制を確立し、甲の設置する水防本部と２４時間体制で相互の連絡体制を確保し、必要な水防活動を実施するものとする。

２　乙は、速やかに乙の構成員相互の連絡体制を確保するものとする。

３　乙は、甲の指示に基づき、構成員の事業所等での待機、被災現場への派遣及び被災現場

における水防活動等を実施するものとする。
４　乙は、甲の要請により、水防対策に必要な資機材の確保に努めるものとする。

（経費）
第６条　前条に規定する水防活動に要した経費については、甲が負担するものとする。ただし、乙が提供する防災用資材（土砂）に要する経費は除くものとする。
２　前項に規定する経費は、水防活動が終了した後、乙が甲に対して請求するものとする。
３　私有財産の管理、復旧等に要した費用については、その所有者が負担するものとする。

（適用）
第７条　本協定は締結の日から適用するものとする。ただし、第６条第２項の規定は、甲が必要な予算措置を行ったときから適用するものとする。

（協議）
第８条　本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項等については、甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり、締結したことを証するために本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２７年　１０月２８日

甲　小郡市小郡２５５番地１
小郡市
小郡市長　平　安　正　知

乙　小郡市三沢４１５９－１７－２０２
一般社団法人　小郡市建設業協会
代表理事　福　田　末　春

小郡市三沢１２３０－２
有限会社　田中商会
代表取締役　田　中　和　浩

資料2－2

(一社)小郡市建設業協会、(有)田中商会　土砂集積場等　位置図



(一社)小郡市建設業協会　連絡系統図

平成27年9月29日現在

小郡市水防本部
TEL0942-72-2111

一般社団法人　小郡市建設業協会
代表理事　福田末春
福岡県小郡市三沢4159－17－202号室
TEL・FAX　**0942-75-8913**

㈱福田組

福田　大象

TEL　**0942-75-4700**
090-9603-0028

FAX　0942-75-4702

小郡市三沢2928-9

㈱山本建設建材

秋山　忠彦

TEL　**0942-73-1801**
080-1540-7356

FAX　0942-73-1908

小郡市下岩田1970-7

㈲田中商会

田中　逸雄

TEL　**0942-75-8216**
080-3971-0413

FAX　0942-75-3229

小郡市三沢1230-2

資料2－3

小郡市水防本部連絡網

本部長：加地市長

副本部長：見城副市長

副本部長：清武教育長

副本部長：田中消防団長

総合対策班（総合対策）
班長
大津総務部長
副班長
黒田協働推進課長
副班長
児玉財政課長
班員
牟田係長
松下係長
緒方
白石
行武
坂本
古邊

本部対策班（情報伝達
班長
大津総務部長
副班長
川村総務課長
副班長
熊丸企画課長
班員
石橋係長
小石原係長
森
城戸
山下
後藤

第一対策班			
班長			
肥山都市建設部長			
副班長	副班長		
山田建設管理課長	中野下水道課長	宮田都市計画課長	倉富道路建設課長
班員	班員	班員	班員
船津係長	山口係長	松延係長	永松係長
広松係長	牟田係長	矢野係長	福田係長
権藤係長	松下	井上	久冨
川村	松尾	安徳	杉内
小野	中村	片山	小柳
森山	江﨑	清水	重松
能塚	夏木	寺島	香月
柳	山下	高木	豊福
松井	堀内	松岡	辻
寺﨑	石田		
濱田	尾篭		
石川	砥綿		
久保			
土橋			

第二対策班	
班長	
黒岩環境経済部長	
副班長	副班長
藤農業振興課長	藤本生活環境課長
班員	班員
内村係長	宇野係長
東園係長	丸山係長
木太久	上野
伊藤	前田
徳原	清水
葉	山下
柿木	佐藤
大久保	
田中	

第三対策班	
班長	
井手保健福祉部長	
副班長	副班長
今井福祉課長	成冨介護保険課長
班員	班員
小川係長	篠原係長
内田係長	永尾係長
山口企画主査	伊藤
天本係長	小御門
吉冨	緒方
江口	田原
重松	福田
永利	中原
久保	
川原	
木場	
江越	
米田	

第四対策班	
班長	
山下教育部長	
副班長	副班長
高田教務課長	有馬生涯学習課長
班員	班員
牟田係長	山村係長
白石係長	星野係長
原口	濱田
香田	西山
大塚	
鹿毛	
佐藤	
末次	

第五対策班	
班長	
柳原副団長　松尾副団長　花田副団長　米倉本部長	
班員	
矢ケ部第1分団長	第1分団員　（小郡校区）
横尾第2分団長	第2分団員　（三国校区）
草垣第3分団長	第3分団員　（立石校区）
永尾第4分団長	第4分団員　（御原校区）
川村第5分団長	第5分団員　（味坂校区）
立石第6分団長	第6分団員　（大原校区）
霧田第7分団長	第7分団員　（東野校区）
川野本部分団長	本部分団員　（全　　域）